

議提案第 7 号

栗東市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記議案書を、栗東市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和 5 年 3 月 23 日

栗東市議会

議長 田 中 英 樹 様

提出者 栗東市議會議員

藤田啓仁

(印)

賛成者 栗東市議會議員

田村隆光

(印)

栗東市議會議員

野川村照美

(印)

栗東市議會議員

青木千尋

(印)

栗東市議會議員

片岡勝哉

(印)

提案理由

本件は、デジタル化によって効率的な議会運営に期するため、また、災害の発生等により庁舎への登庁や招集が困難な場合であっても議会運営の継続性を担保する観点から、委員会における審査及び表決が行えるよう、オンライン会議システムによる委員の出席を可能とするため、所要の改正を行うもの。

栗東市議会会議規則の一部を改正する規則

栗東市議会会議規則（平成26年栗東市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第94条」を「第94条の2」に改める。

第94条の次に次の1条を加える。

（オンライン会議システムを活用した会議）

第94条の2 栗東市議会委員会条例（昭和63年栗東町条例第1号）第13条の2第2項の規定により委員長の許可を得て同条第1項に規定するオンライン会議システム（以下「オンライン会議システム」という。）により会議に出席した委員は、前条第1項、第96条、第99条、第108条第1項、第119条第2項、第131条第2項及び第3項、第137条並びに第138条第1項の出席委員とする。

2 オンライン会議システムを活用した会議の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第117条第1項中「その」を「会議（オンライン会議システムによる会議を含む。第142条第1項において同じ。）への」に改める。

第118条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、委員長がオンライン会議システムにより会議に出席した場合における同項の規定の適用については、同項中「委員長席に着き」とあるのは、「委員として」と、「委員長席に復さなければならない」とあるのは「委員長として議事進行を行わなければならない」と、「委員長席に復すことができない」とあるのは「委員長として議事進行を行うことができない」とする。

第129条に次のただし書きを加える。

ただし、オンライン会議システムにより会議に出席した委員にあっては、この限りでない。

第131条中「起立」の右に「（オンライン会議システムを活用した会議にあっては、挙手）」を加え、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、オンライン会議システムを活用した会議において委員長が挙手者の多少を認定しがたいとき又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、電磁的に記録した映像の確認により挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

第132条第2項の次に次の1項を加える。

3 第2項の規定にかかわらず、オンライン会議システムを活用した会議においては、投票で表決をとることができない。

第137条中「起立」の右に「(オンライン会議システムを活用した会議にあっては、挙手)」を加える。

第142条中「ときは、」の右に「会議において」を加える。

第152条中「、写真機及び録音機」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。